

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	
〈4・1 揭示〉	1
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	
〈4・1 揭示〉	10

-----  
規 則  
-----

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第36号**

**高知県行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第121条の2」を「・第121条」に、

「第6節 商工労働部に属する出先機関

第1款 工業技術センター（第190条―第193条）

第2款 紙産業技術センター（第194条―第197条）

第3款 海洋深層水研究所（第198条・第199条）

第4款 大阪事務所（第200条―第202条）

第5款 名古屋事務所（第203条・第204条）

第6款 計量検定所（第205条・第206条）

第7款 高等技術学校（第207条―第209条）」

を

「第5節の2 産業振興推進部に属する出先機関

第1款 大阪事務所（第189条の2―第189条の4）

第2款 名古屋事務所（第189条の5・第189条の6）

第6節 商工労働部に属する出先機関

第1款 工業技術センター（第190条―第193条）

第2款 紙産業技術センター（第194条―第197条）

第3款 海洋深層水研究所（第198条・第199条）

第4款 計量検定所（第200条・第201条）

第5款 高等技術学校（第202条―第209条）」

に、

「第11節 土木部に属する出先機関

第1款 土木事務所（第253条―第257条）

第2款 削除

第3款 高知駅周辺都市整備事務所（第262条―第272条）」

を

「第11節 土木部に属する出先機関（第253条―第272条）」

に改める。

第7条の表中

「

広報広聴課	
-------	--

」

を

広報広聴課	
-------	--

文書情報課	
-------	--

に、

健康政策部	健康長寿政策課	
	医療薬務課	
	医師確保推進課	
	国保指導課	
	健康づくり課	生活習慣病対策チーム
	食品・衛生課	
理事（医療センター担当）所管	医療センター経営対策課	

を

健康政策部	健康長寿政策課	
	医療薬務課	
	医師確保推進課	
	国保指導課	
	健康対策課	
	食品・衛生課	

に、「農政企画課」を「農業政策課」に、「農業農村支援課」を「農地・担い手対策課」に改め、「営農支援室」を削り、「木材販売促進チーム」を「木材販売促進室」に改め、

港湾課	
-----	--

を削り、「海岸課」を「港湾・海岸課」に改める。

第8条第2項第1号を次のように改める。

(1) 会計管理課

第8条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第9条の表中

安芸地域	安芸市
------	-----

を

高知市地域	高知市
安芸地域	安芸市

に改める。

第10条中「各地区」を「各地域」に改め、同条の表を次のように改める。

地域名	駐在所位置
高知市地域	高知市
安芸地域	室戸市 安芸市 安芸郡奈半利町、田野町、安田町及び北川村
物部川地域	南国市 香南市 香美市
嶺北地域	長岡郡本山町及び大豊町 土佐郡土佐町
仁淀川地域	土佐市 吾川郡いの町及び仁淀川町 高岡郡佐川町、越知町及び日高村
高幡地域	須崎市 高岡郡中土佐町、樽原町、津野町及び四万十町
幡多地域	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡大月町及び黒潮町

第15条第3号から第7号までを削り、同条第8号を同条第3号とする。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(文書情報課)

**第16条** 文書情報課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公文書の作成、保存及び管理に関すること。
- (2) 歴史的公文書の整備に関すること。

(3) 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）に関すること。  
 (4) 情報の公開に関すること。  
 (5) 個人情報保護に関すること。  
 (6) 県史編さんに関すること。  
 第18条第8号を削り、同条第9号中「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。  
 第23条第9号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第24条に次の1号を加える。  
 (8) 他の課の主管に属する県の債権に係る未収金の回収支援に関すること。  
 第26条の見出し中「の分掌事務」を削る。  
 第27条中第18号を第22号とし、第8号から第17号までを4号ずつ繰り下げ、第7号を第11号とし、同号の前に次の2号を加える。  
 (9) 全国物価統計調査に関すること。  
 (10) 社会生活基本調査に関すること。  
 第27条第6号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。  
 (7) 就業構造基本調査に関すること。  
 第27条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
 (2) 住宅・土地統計調査に関すること。  
 第28条第9号中「知事部局」を「知事の事務部局の所掌」に改める。  
 第29条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第32条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削り、同条中第13号を第18号とし、第8号から第12号までを5号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の5号を加える。  
 (8) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関すること（食品・衛生課の主管に属する事項を除く。）。  
 (9) 食育推進計画に関すること。  
 (10) 調理師、栄養士及び栄養指導に関すること。  
 (11) 生活習慣病対策に関すること。  
 (12) 歯科保健に関すること。  
 第33条第25号を同条第26号とし、同条第24号の次に次の1号を加える。  
 (25) 高知医療センターに関すること（障害保健福祉課の主管に属する事項を除く。）。  
 第36条を次のように改める。  
 （健康対策課）  
**第36条** 健康対策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) 母子保健に関すること。  
 (2) 母体保護に関すること。  
 (3) 思春期相談センターに関すること。  
 (4) 周産期医療対策に関すること。  
 (5) がん対策に関すること。  
 (6) 難病対策に関すること。  
 (7) 感染症対策に関すること。  
 (8) 肝炎対策に関すること。  
 (9) 原子爆弾被爆者等の援護に関すること。  
 (10) 障害者自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること。  
 (11) 前各号に掲げるもののほか、健康対策に関することで他の課の主管に属しない事務の処理

に関すること。  
 第38条を次のように改める。  
**第38条** 削除  
 第39条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第41条第5号中「健康づくり課」を「健康対策課」に改め、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。  
 (13) 高知医療センターの精神科病棟の整備に関すること。  
 第42条第2号中「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改める。  
 第43条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条に次の2号を加える。  
 (3) 子育て支援に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。  
 (4) 高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）の推進に関すること。  
 第45条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第46条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。  
 第46条の次に次の1号を加える。  
 （まんが・コンテンツ課）  
**第46条の2** まんが・コンテンツ課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。  
 (1) まんが文化の振興に関すること。  
 (2) コンテンツ産業の推進に関すること。  
 (3) 著作権に関する普及指導に関すること。  
 第52条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第53条第3号中「地産外商」を「地産外商の推進」に改め、同条に次の3号を加える。  
 (6) 大阪事務所に関すること。  
 (7) 名古屋事務所に関すること。  
 (8) 高知県地産外商公社に関すること。  
 第54条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (6) 移住促進に関すること。  
 第54条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。  
 第65条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削り、同条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。  
 第67条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (5) 知的財産戦略指針の推進に関すること。  
 第67条第7号を削り、同条第8号を同条第6号とする。  
 第74条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第76条（見出しを含む。）中「農政企画課」を「農業政策課」に改め、同条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削り、同条第6号を同条第14号とし、同条第5号の次に次の8号を加える。  
 (6) 中山間地域等の農業及び農村の振興に関すること。  
 (7) 経営構造対策事業の促進指導に関すること。  
 (8) 特定農山村地域の振興に関すること。  
 (9) 中山間地域等直接支払制度に関すること。  
 (10) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に関すること（流通支援課の主管に属する事項を除く。）。  
 (11) 農業者の戸別所得補償制度に関すること。

(12) 特産農作物の流通及び販売促進に関すること。  
 (13) 蚕糸及び蚕糸に関する団体に関すること。  
 第77条（見出しを含む。）中「農業農村支援課」を「農地・担い手対策課」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同条第7号中「移動」を「権利移動」に改め、同条を同条第4号とし、同条の次に次の1号を加える。  
 (5) 農地転用許可に関すること。  
 第77条第8号を同条第6号とし、同条第9号中「小作料」を「農地の賃借料」に改め、同条を同条第7号とし、同条中第10号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号から第17号までを5号ずつ繰り上げ、第18号を第13号とし、同条の次に次の1号を加える。  
 (14) 耕作放棄地の解消促進に関すること。  
 第77条第19号を削る。  
 第82条第3号中「関すること（）」を「関すること（畜産振興課及び）」に改め、同条に次の2号を加える。  
 (4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に関すること。  
 (5) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること（適正かつ円滑な流通の確保に係る米穀出荷及び販売事業者の遵守に関するものに限る。）。  
 第83条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第4号の次に次の2号を加える。  
 (5) 畜産物を取り扱う卸売市場に係る卸売市場法に関すること。  
 (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること（畜産物に関するものに限る。）。  
 第86条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第91条第4号及び第5号を削り、同条第6号を同条第4号とし、同条の次に次の2号を加える。  
 (5) 知事の事務部局の所掌に属する庁舎等のエネルギーの使用の合理化に関すること。  
 (6) 高知県地域環境保全基金及び高知県グリーンニューディール基金に関すること。  
 第91条第18号を同条第21号とし、同条第8号から第17号までを3号ずつ繰り下げ、同条第7号中「環境保全」を「清流保全」に改め、同条を同条第10号とし、同条の前に次の3号を加える。  
 (7) 温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトに関すること。  
 (8) 協働の森づくりに関すること。  
 (9) 環境に関する企業等の社会貢献活動に関すること。  
 第92条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第93条を削り、第94条を第93条とし、第95条を第94条とする。  
 第95条の2の見出し中「の分掌事務」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同条を第95条とする。  
 (3) 水産物の加工に関すること。  
 第97条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削る。  
 第107条第12号及び第13号を削り、同条第14号を同条第12号とし、同条の次に次の2号を加える。  
 (13) 都市防災総合推進事業に関すること。  
 (14) 屋外広告物に関すること。  
 第107条第17号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。  
 (17) 高知駅前多目的広場の管理に関すること。  
 第117条（見出しを含む。）中「港湾課」を「港湾・海岸課」に改め、同条第1号中「港湾施設」を「港湾施設及び海岸保全施設」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「港湾」を「港

湾及び海岸」に改め、同条第5号中「港湾」を「港湾及び海岸」に改め、同条を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 港湾施設及び海岸保全施設の災害復旧事業に関すること。

第118条及び第119条を次のように改める。

#### 第118条及び第119条 削除

第120条（見出しを含む。）中「会計企画課」を「会計管理課」に改め、同条第3号中「及びアウトソーシングの推進」を削り、同条第15号中「（他の課の主管に属する事項を除く。）」を削り、同条第17号を同条第20号とし、同条第16号の次に次の3号を加える。

(17) 支出負担行為の確認に関すること。

(18) 国庫金の歳入、歳出の出納及び決算に関すること。

(19) 会計検査に関すること。

第121条を削る。

第121条の2第2号から第5号までを削り、同条第6号を同条第2号とし、同条に次の3号を加え、同条を第121条とする。

(3) 旅費事務センター及び旅費システムの運用管理に関すること。

(4) 物品購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査に関すること。

(5) 給与等集中管理特別会計、用品等調達特別会計、旅費集中管理特別会計及び会計事務集中管理特別会計に関すること。

第161条中「高知県立児童相談所設置条例（昭和27年高知県条例第11号）」を「高知県児童相談所設置条例（昭和27年高知県条例第11号）」に、「高知県立児童相談所の」を「高知県児童相談所の」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
高知県中央児童相談所	高知市	高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡（四万十町を除く。）
高知県幡多児童相談所	四万十市	宿毛市 土佐清水市 四万十市 高岡郡のうち四万十町 幡多郡

第162条中「高知県立児童相談所」を「高知県児童相談所」に、「第12条」を「第12条第2項及び第3項」に改める。

第163条中「高知県立児童相談所」を「高知県児童相談所」に改め、同条の表を次のように改める。

児童相談所名	課、チーム及び班名
高知県中央児童相談所	企画調整課 こども支援課

	相談課 児童虐待対応チーム
高知県幡多児童相談所	相談サポート班

第3章第5節の次に次の1節を加える。

**第5節の2 産業振興推進部に属する出先機関**

**第1款 大阪事務所**

（設置）

**第189条の2** 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県大阪事務所（以下「大阪事務所」という。）を大阪府大阪市に置く。

（所掌事務）

**第189条の3** 大阪事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県の政策についての情報の発信、収集及び調査研究並びに国及び他の地方公共団体等との政策上の連携及び連絡調整に関すること。
- （2） 産業経済の振興にかかわる情報の発信、収集及び調査研究並びに産業経済の振興についての連絡調整に関すること。
- （3） 県内への就業等の促進に関すること。
- （4） 文化、技術等の地域間交流に関すること。
- （5） 県行政を応援する民間活動の推進に関すること。
- （6） 企業誘致の推進に関すること。
- （7） 地産外商の推進に関すること。
- （8） 観光の宣伝及び観光客の誘致促進に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、県行政の推進に関すること。

（内部組織）

**第189条の4** 大阪事務所に次に掲げる課を置く。

- （1） 商工課
- （2） 観光課

**第2款 名古屋事務所**

（設置）

**第189条の5** 県経済の発展及び文化等の交流推進その他県行政の円滑な推進を図るため、高知県名古屋事務所を愛知県名古屋市に置く。

（所掌事務）

**第189条の6** 高知県名古屋事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 県の政策についての情報の発信、収集及び調査研究並びに国及び他の地方公共団体等との政策上の連携及び連絡調整に関すること。
- （2） 産業経済の振興にかかわる情報の発信、収集及び調査研究並びに産業経済の振興についての連絡調整に関すること。
- （3） 県内への就業等の促進に関すること。
- （4） 文化、技術等の地域間交流に関すること。
- （5） 県行政を応援する民間活動の推進に関すること。
- （6） 企業誘致の推進に関すること。
- （7） 地産外商の推進に関すること。
- （8） 観光の宣伝及び観光客の誘致促進に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、県行政の推進に関すること。

第3章第6節第4款及び第5款を削る。

第3章第6節第6款中第205条を第200条とし、第206条を第201条とし、同款を同節第4款とする。

第3章第6節第7款中第207条を第202条とし、第208条を第203条とし、第209条を第204条とし、同条の次に次の5条を加え、同款を同節第5款とする。

**第205条から第209条まで** 削除

第214条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 総務企画課

第215条第1項中「基盤整備課」を「総務企画課」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号中「農業土木技術に関すること並びに」を削り、同号を同項第7号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 基盤整備課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 農業土木工事の調査、測量及び設計に関すること。
- （2） 農業土木工事の施行、監督、助言及び指導に関すること。
- （3） 農業土木技術に関すること。

第253条の見出しを「（土木事務所の名称、位置及び所管区域等）」に改める。

第254条第1項第18号中「管理」を「管理並びに高知駅前多目的広場の管理」に改め、同項第21号中「安芸郡芸西村馬ノ上1298番地1」を「安芸郡芸西村馬ノ上1298番地1の、高知県中央東土木事務所においては南国市大埴甲1592番」に改め、同条第2項中「同項第18号」を「同項第18号」に改め、「、高知県高知土木事務所においては高知駅周辺都市整備事務所の」を削る。

第255条第1項の表高知県中央西土木事務所の項中「河港第一班 河港第二班」を「河港班」に改め、同条第2項の表高知県幡多土木事務所宿毛事務所の項中「漁港班 港湾班」を「港湾漁港班」に改める。

第256条第4項に次の1号を加える。

（5） 高知駅前多目的広場の管理に関すること（高知県高知土木事務所の道路管理課に限る。）。

第3章第11節第1款から第3款までの款名を削り、第258条から第272条までを次のように改める。

**第258条から第272条まで** 削除

第274条第1項の表を次のように改める。

県立大学名	局、部、センター等名
高知女子大学	事務局 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 生活科学部 大学院 学生部 総合情報センター
高知短期大学	事務局



	学生部 総合情報センター
--	-----------------

第274条第2項の表中「高知女子大学池事務室」を「高知女子大学永国寺事務室」に改める。  
第275条の表を次のように改める。

県立大学名	課及び室名
高知女子大学	改革推進室 総務企画課 学生課 図書情報課
高知短期大学	改革推進室 総務企画課 学生課 図書情報課

第276条第5項中「高知女子大学池事務室」を「高知女子大学永国寺事務室」に、「第3項第1号から第11号まで」を「第3項第1号から第12号まで」に、「看護学部、社会福祉学部」を「生活科学部」に、「永国寺校舎」を「池校舎」に改める。

第279条第1項中「、理事（医療センター担当）」を削る。

第285条第1項中「及び公営企業局次長」を「、公営企業局次長及び東京事務所副所長」に改める。

第291条第1項中「総務部政策企画課長」を「総務部政策企画課長、総務部政策企画課企画監（政策推進担当）」に、「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に、「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に、「公営企業局総務課長」を「公営企業局県立病院課長」に改める。

第307条第1項中「産業連携推進官」を削り、同条第2項の表中

地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

を

医師確保推進監	医師の確保に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
地域産業振興監	所管する地域の産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事項を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	--

に、「地区」を「地域」に、

副参事	特に高度の専門的業務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の業務又は技術に従事する。
職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関し、特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

を

企画監	高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
-----	--

に、

企画監	高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し、特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の業務に従事する。

を

会計指導監	会計事務の適正化に関する企画及び指導の事務に従事し、会計検査事務を統括するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
職員健康推進監	職員の健康管理及び労働安全衛生に関し、特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
生活安全推進監	交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し、特に高度の専門的業務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督するほか、特命の業務に従事する。
副参事	特に高度の専門的業務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の業務又は技術に従事する。

に、

「

総括会計検査員	会計検査事務を総括し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
会計専門員	会計事務に関する高度の専門的事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督するほか、特命の事務に従事する。

」

を

「

会計専門員	会計事務に関する高度の専門的事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督するほか、各出先機関の会計事務の指導に従事する。
-------	---

」

に改め、

「

税務調整主任	不動産取得税の課税及び評価業務に関する指導及び調整の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
--------	--

」

及び

「

スタッフ	特定の事務又は技術に従事する。
------	-----------------

」

を削る。

第308条の表中「自動車の運転又は整備、電話の交換、印刷、船舶の操縦その他」を「主任技師及び技師が従事する業務以外」に改める。

第309条第1項の表中

「

部	部長 副部長 医監（健康政策部に限る。） 地域産業振興監（産業振興推進部に限る。） 建設検査長（土木部に限る。）
---	--

」

を

「

部	部長 副部長 医監（健康政策部に限る。） 医師確保推進監（健康政策部に限る。） 地域産業振興監（産業振興推進部に限る。） 畜産振興監（農業振興部に限る。） 土木技術監（土木部に限る。） 建設検査長（土木部に限る。）
---	--

」

に、「農業農村支援課」を「農地・担い手対策課」に、

「

会計指導課	総括会計検査員 会計専門員
-------	------------------

」

を

「

会計管理課	会計専門員
-------	-------

」

に改める。

第310条第2項の表中

「

高知県安芸県税事務所 高知県中央東県税事務所 高知県須崎県税事務所 高知県幡多県税事務所	次長
高知県中央西県税事務所	次長 税務調整主任

」

を

「

県税事務所	次長
-------	----

」

に、

「

精神保健福祉センター	所長
------------	----

」

を

「

精神保健福祉センター	所長 次長
------------	----------

」

に、「高知県立中央児童相談所」を「高知県中央児童相談所」に、「高知県立幡多児童相談所」を「高知県幡多児童相談所」に、

「

女性相談支援センター	所長 次長
------------	----------

」

を

「

女性相談支援センター	所長 次長
大阪事務所	次長

」

に改め、

大阪事務所	次長
-------	----

及び

高知駅周辺都市整備事務所	次長 技術次長
--------------	------------

を削る。

第311条の表中「高知県立幡多児童相談所長」を「高知県幡多児童相談所長」に、「高知県立幡多児童相談所の」を「高知県幡多児童相談所の」に改め、

精神保健福祉センター 次長	衛生研究所次長
------------------	---------

を削り、「高知県立中央児童相談所副参事」を「高知県中央児童相談所副参事」に、「高知県立中央児童相談所の」を「高知県中央児童相談所の」に改める。

第312条第1項の表中「池事務室長」を「永国寺事務室長」に、「池事務室の」を「永国寺事務室の」に改める。

第313条の表中「池事務室」を「永国寺事務室」に改める。

第314条の表中

高知女子大学事務局の職員	高知短期大学事務局の職員
--------------	--------------

を

高知女子大学永国寺事務室の職員	高知短期大学事務局の職員
-----------------	--------------

に改める。

第315条の表中「広報広聴課」を「文書情報課」に改め、

高知縣市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項及び第60条第1項の規定による同法第59条第1項に規定する構想の作成及び変更に係る知事の諮問に対する答申並びに同法第60条第2項の規定による自主的な市町村の合併の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	分権広域行政課
市町村合併調整委員	市町村の合併の特例等に関する法律第63条第2項において読み替えて準用する地方自治法第251条第1項の規定による市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項に規定する合併協議会の委員相互における同法第2条第1項に規定する市町村の合併に関する協議に	分権広域行政課

に係るあつせん又は調停に関する事務

を削り、「健康づくり課」を「健康対策課」に、「農政企画課」を「農業政策課」に、「港湾課」を「港湾・海岸課」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 平成22年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

健康政策部健康づくり課	健康政策部健康対策課
農業振興部農政企画課	農業振興部農業政策課
農業振興部農業農村支援課	農業振興部農地・担い手対策課
土木部港湾課 土木部海岸課	土木部港湾・海岸課
会計管理局会計企画課 会計管理局会計指導課	会計管理局会計管理課

（高知県公文書開示審査会規則の一部改正）

- 高知県公文書開示審査会規則（平成2年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「高知県総務部広報広聴課」を「高知県総務部文書情報課」に改める。  
（高知県個人情報保護制度委員会規則の一部改正）
- 高知県個人情報保護制度委員会規則（平成13年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「高知県総務部広報広聴課において」を「高知県総務部文書情報課において」に改め、同条ただし書中「第35条第3項の規定」を「第35条第3項に規定するもの」に、「高知県総務部広報広聴課及び市町村振興課」を「高知県総務部文書情報課及び市町村振興課」に改める。  
（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）
- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年高知県規則第144号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中「広報広聴課」を「文書情報課」に改める。  
（高知県個人情報保護審査会規則の一部改正）
- 高知県個人情報保護審査会規則（平成13年高知県規則第145号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「高知県総務部広報広聴課」を「高知県総務部文書情報課」に改める。  
（附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正）
- 附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。  
別表中



市町村合併推進審議会委員
市町村合併調整委員

」を削る。

（高知県予算規則の一部改正）

- 8 高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「医療センター担当及び」を削る。

（高知県庁内防火管理規則の一部改正）

- 9 高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「高知県公営企業局総務課課長補佐及び県立病院課課長補佐」を「高知県公営企業局県立病院課課長補佐」に改める。

（高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正）

- 10 高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県立高知女子大学永国寺校舎 高知県立高知短期大学」を「高知女子大学永国寺校舎 高知短期大学」に、「高知県立中央児童相談所 高知県立幡多児童相談所」を「高知県中央児童相談所 高知県幡多児童相談所」に、「高知県立高知女子大学池校舎」を「高知女子大学池校舎」に改める。

（高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正）

- 11 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表陸上移動局の全県移動局の項中「（高知県健康政策部健康づくり課）」を「（高知県健康政策部健康対策課）」に改める。

（高知県漁船法施行細則の一部改正）

- 12 高知県漁船法施行細則（昭和48年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中

「  
 年 月 日  
 認定番号 第 号  
 高知県海洋部漁業管理課長  
 」

を

「  
 年 月 日  
 認定番号 第 号  
 高知県水産振興部漁業管理課長  
 」

に改める。

（江ノ口水門操作規則の一部改正）

- 13 江ノ口水門操作規則（昭和49年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第13条中「高知県土木部河川課及び海岸課」を「高知県土木部河川課及び港湾・海岸課」に改める。

（浦戸湾水門等操作規則の一部改正）

- 14 浦戸湾水門等操作規則（昭和49年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第12条中「高知県土木部河川課及び海岸課」を「高知県土木部河川課及び港湾・海岸課」に改める。

（高知県契約規則の一部改正）

- 15 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「医療センター担当及び」を削る。

第4条ただし書中「高知県会計企画課長」を「高知県会計管理課長」に改める。

（高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正）

- 16 高知県旅費支給事務集中処理規則（平成18年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「会計管理局会計指導課」を「会計管理局総務事務センター」に改める。

第4条中「会計管理局会計指導課長（以下「会計指導課長」を「会計管理局総務事務センター課長（以下「センター課長」に、「各種委員会等」を「各種委員会等（議会、教育委員会、人事委員会、労働委員会及び監査委員をいう。以下同じ。））」に、「当該課」を「当該課（各種委員会等の事務局（教育委員会事務局を除く。）を含む。））」に改める。

第6条及び第7条中「会計指導課長」を「センター課長」に改める。

（地方公営企業法第15条第1項但書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正）

- 17 地方公営企業法第15条第1項但書に規定する者の範囲に関する規則（昭和28年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項但書」を「第15条第1項ただし書」に、「企業局」を「高知県公営企業局」に改める。

-----  
訓 令  
-----

## 高知県訓令第7号

本 庁  
各出先機関  
機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

## 機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県公文書規程の一部改正）

**第1条** 高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改め、同条中「総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」を「総務部文書情報課長（以下「文書情報課長」に改める。

第10条第2項、第11条第3項ただし書並びに第38条第1項ただし書及び第4項中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改める。

第39条第2項中「広報広聴課」を「総務部文書情報課（以下「文書情報課」という。）」に改める。

第40条第1項及び第3項中「広報広聴課」を「文書情報課」に改める。

第41条から第44条までの規定並びに第58条第1項ただし書及び第4項中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改める。

第60条第1項ただし書中「広報広聴課」を「文書情報課」に改める。

第62条第2項中「「広報広聴課長」」を「「文書情報課長」」に改める。

別記第11号様式中「県政情報課長」を「文書情報課長」に改める。

（高知県公印規程の一部改正）

**第2条** 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」を「総務部文書情報課長（以下「文書情報課長」に改め、同条第2項中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改める。

第4条から第7条までの規定及び第10条中「広報広聴課長」を「文書情報課長」に改める。

別表知事印の項中「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に、「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に改め、同表会計管理者印の項中「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に改め、同表理事印の項中「健康政策部医療センター経営対策課長」を削

り、同表部長印の項中「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に改め、同表会計管理局長印の項中「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に改める。

（左横書き文書の作成要領の一部改正）

**第3条** 左横書き文書の作成要領（平成5年10月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「高知県文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）」を「高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）」に改める。

別記第1中「この要領は」を「この要領は」に改め、同第2の5中「県政情報課長」を「文書情報課長」に改め、同別紙第2の2(1)ア中「「,」」を「「,」」に改め、同別紙第3の1注中「「.」」を「「.」」に改め、同別紙第4の1中「ただし、訓令は」を「訓令を」に、「終わりは」を「終わりは、」に、「職氏名」を「職名及び氏名」に改め、同別紙第4の2中「終わりは」を「終わりは、」に、「職氏名」を「職名及び氏名」に改める。

（高知県処務規程の一部改正）

**第4条** 高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

**第20条** 削除

（高知県職員安全衛生管理規程の一部改正）

**第5条** 高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「高知駅周辺都市整備事務所」を削る。

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

**第6条** 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中「健康政策部健康づくり課長」を「健康政策部健康対策課長」に、「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に、「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に改め、「総務課長」を削る。  
（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

**第7条** 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「理事（医療センター担当）」を削る。

別表第2中「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に、「会計管理局会計企画課長」を「会計管理局会計管理課長」に、  
「公営企業局  
総務課長」

を

「公営企業局

県立病院課長  
監査委員事務局  
監査監

に改める。

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

**第8条** 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に、「土木部港湾課長」を「土木部港湾・海岸課長」に改め、「総務課長」を削る。

（高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程の一部改正）

**第9条** 高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表幹事の項中

「合併・流通支援課チーフ（県一漁協推進担当）」

合併・流通支援課チーフ（流通・加工担当）」

を

「水産振興部合併・流通支援課チーフ（計画推進担当）」

水産振興部合併・流通支援課チーフ（県一漁協推進担当）」

を

水産振興部合併・流通支援課チーフ（加工担当）」

水産振興部合併・流通支援課チーフ（流通・消費拡大担当）」

に改める。

（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）

**第10条** 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「農業振興部農政企画課長」を「農業振興部農業政策課長」に改める。

（江ノ口川水門操作規程の一部改正）

**第11条** 江ノ口川水門操作規程（昭和49年4月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「土木部河川課及び海岸課」を「土木部河川課及び港湾・海岸課」に改める。

（浦戸湾水門等操作規程の一部改正）

**第12条** 浦戸湾水門等操作規程（昭和49年5月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「土木部河川課及び海岸課」を「土木部河川課及び港湾・海岸課」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。